

詳しい内容は、電子版広報(市ホームページ内)・各担当課・各施設などで確認してください。



問 人権・生涯学習課 ☎ 928・10006

No.237

高めよう！人権意識 心のかけ橋

思いやりのある社会をめざして 高齢者・障がい者の 権利を守る成年後見制度

こんなことは ありませんか

- 最近物忘れが多く、お金の管理が難しくなった
- 将来、不動産やお金の管理ができなくなったときが心配
- 訪問販売で高額な物を買ってしまった
- このような悩みを解消するためにも、成年後見制度について知っておくことは大切です。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、物事の判断能力が十分でない人は、預貯金や不動産などの財産を管理したり介護・福祉サービスを利用す

るための手続きや契約などを結んだりすることが難しい場合があります。また自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力が不十分な人を保護するために、本人の支援者や家庭裁判所が選任した人などが後見人となり、本人に代わって財産や権利を守るのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

■法定後見制度
すでに本人の判断能力が不十分な場合に活用できる制度です。

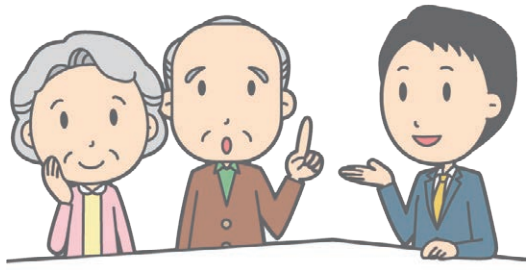
判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」に分けら

れます。

家庭裁判所に選任された後見人などが、本人に代わって財産や権利を守り支援します。

■任意後見制度
本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約で決めておく制度です。

手続きは任意後見人となる人と一緒に、公証役場で内容について書面(公正証書)を作成して、任意後見契約を結んでおきます。



高齢者・障がい者の
権利を守りましょう

高齢や障がいによる不自由さや不便さを自分の問題として考

えていくことが大切です。

人権や財産を守るために成年後見制度を活用し、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくりましょう。

本市には身近に相談できる場として、権利擁護支援センター

相談してください

問 権利擁護支援センター(福山すこやかセンター内) ☎ 928-1353 FAX 928-1331



「春」

両手で下から上に繰り返しあおぐようにします

問 障がい福祉課 ☎ 928-1062 FAX 928-1730

動画はこちら




西部ブロック人権問題講演会

時 3/11(月) 19:00~20:30

所 西部市民センター

内 講演「部落問題と向き合う私たち」

定 120人 ※先着

問 松永生涯学習センター ☎ 934-5443

助け合い
人と人をつなぐ系

問 障がい福祉課 ☎ 928-1208 FAX 928-1730

があります。気になることがあれば気軽に相談してください。

